

岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金 申請手引き



岩見沢市環境保全課

1. 補助対象設備

| 対象設備 | 要件 | 補助金額 |
|---------|---|-------------------------------|
| (共通) | <ul style="list-style-type: none">・電力会社の電力系統に連系できること。・未使用品であること | |
| 太陽光発電設備 | <ul style="list-style-type: none">・蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅等において消費されること・余剰型配線であること。 <p>※太陽光パネルのみの設置は補助の対象外となります。</p> | 補助対象経費の10%もしくは15万円のうちいずれか低い額 |
| 定置用蓄電池 | <ul style="list-style-type: none">・既に住宅等に設置されている太陽光発電と常時接続するリチウムイオン蓄電池であること。・蓄電容量が17.76kWh未満であること。 | 補助対象経費の10%もしくは7万5千円のうちいずれか低い額 |

2. 補助対象者

以下の要件を全て満たす方を補助金の交付対象者とします。

- (1) 市内に居住しているもしくは市内に居住予定であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 申請者が居住する（居住予定の）住宅等で補助対象設備を利用すること。
※ただし、発電した電気を全量売電する目的での導入は補助対象外とします。
- (4) 工事に着手していないこと。
- (5) 工事の金額が50万円以上であること。
- (6) 補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに工事完了届を提出できる見込みであること。
- (7) 過去に太陽光発電設備を導入するために市の補助金を受けていないこと。
※ただし、既存の太陽光発電設備に接続するために、新たに蓄電池を設置する工事は除きます。

3. 手続きの流れ

必要書類を環境保全課窓口（2階23番窓口）に持参もしくは、郵送にて提出してください。
※郵送で提出する場合は、配達記録の残る方法により提出してください。

（1）補助金交付申請

【指定様式】

- ①岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（様式1）
- ②太陽光発電設備等設置承諾書（様式13）
※住宅や土地が申請者以外の名義の場合や申請者との共有名義の場合のみ。
- ③確約書（様式14）※市外居住者のみ。
- ④同意書（様式15）
- ⑤委任状（様式16）※手続き代行者に依頼する場合のみ。

【添付書類】

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・住宅等の所有権を証明できる文書の写し（登記事項証明書、登記識別情報（登記済証））
※単独所有の場合は固定資産税・都市計画税税額決定・納税通知書又は土地・家屋名寄帳兼課税台帳でも可。
- ・納税証明書※申請年の1月1日現在の居住地が市外の場合
- ・工事積算書の写し（見積書）
※1 補助対象工事と他の工事を分離したもの
※2 品目・規格・数量・単価が明記されていること。
- ・工事契約書の写し
- ・工事箇所の図面（平面図・立面図など）及び写真（着工前の状況）
- ・住宅等の位置図（概ね半径200mがわかるもの）
- ・住宅等及び設備の見取り図（電気設備図面など）
- ・設置する設備のカタログ又は仕様書等の写し

（2）工事完了届

工事が完了したときは、工事完了日から1か月以内に下記の書類を提出してください。

1か月以内に提出されない場合には、交付決定を取り消す場合があります。

【指定様式】

- ・岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金工事完了届（様式8）

【添付書類】

- ・施工業者等が発行した工事代金の領収書等の写し
※工事請負契約に係る工事代金分が確認できるもの
- ・工事を実施した箇所の写真（着工前と同じ箇所）
- ・転居後の世帯全員の住民票の写し ※新築住宅の場合のみ

(3) 交付請求

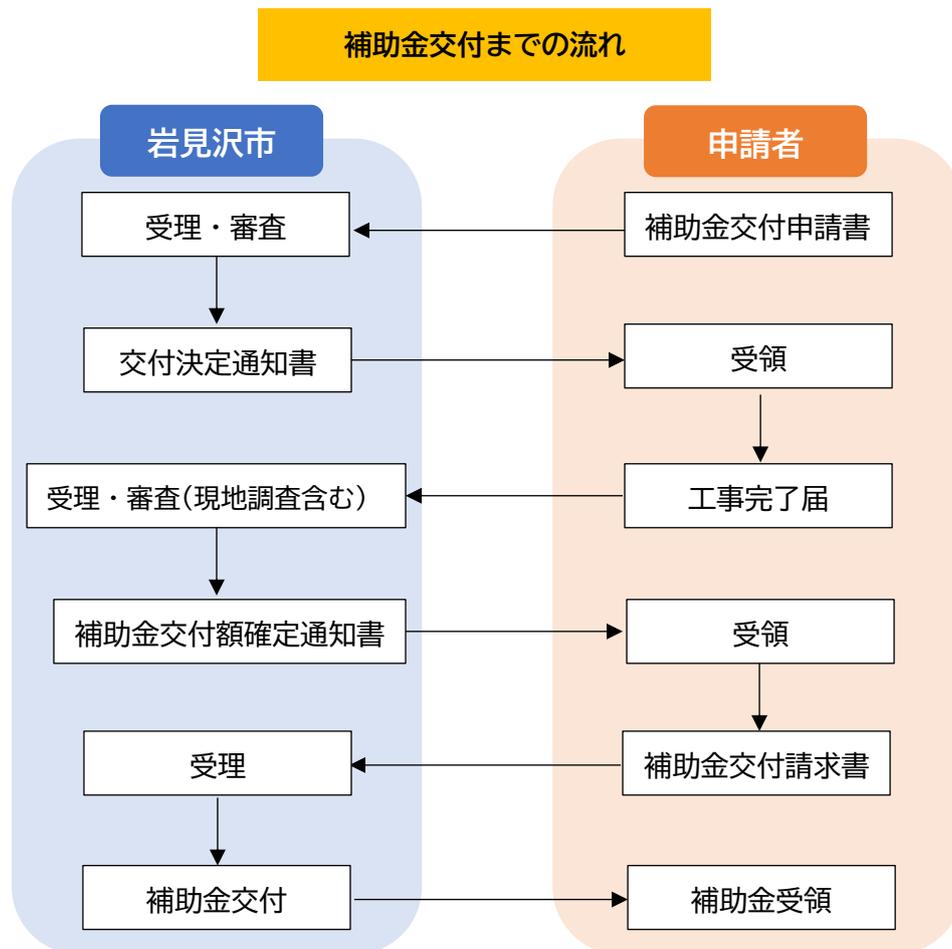
岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金交付額確定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。

【指定様式】岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金交付請求書（様式 10）

(4) 補助金の受領

交付請求書の提出から約2週間程度で、指定の金融機関に振込を行います。

振込完了の連絡は行いませんので、通帳記帳などによりご確認ください。



4. 問合せ先

岩見沢市 市民環境部環境保全課環境保全係（2階23番窓口）

太陽光発電設備等導入補助金担当

電話：0126-35-4387（係直通）



【申請書のダウンロード】

https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/soshiki/kankyohozenka/gomi_kankyohozen/1/3/2315.html

5. Q&A よくある質問

Q1. 着工日とはいつのことを指しますか。

A1. 工事請負契約書に記載してある着工日となります。太陽光発電設備等以外のものも併せて工事する場合についても同様です。

Q2. 工事請負契約書に着工年月までしか記載されていない場合はどうしたらいいのか。

A2. 注文者と請負者との間で着工年月日について、書面で取り交わし添付資料として提出してください。

Q3. 工事請負契約を締結した後に、仕様変更等で実際の着工日が変更になっている場合はどうしたらいいのか。

A3. Q2と同様に注文者と請負者との間で着工年月日について、書面で取り交わし添付資料として提出してください。

Q4. 現在、市外に居住していて、転居する日が工事完了日から1か月を過ぎてしまう場合は補助の対象外ですか。

A4. 工事完了日から1か月以内に工事完了届（転居後の住民票を含む。）を提出する必要があるため、補助の対象となりません。工事の途中で転居できなくなった場合も同様となりますので、申請前に施工業者等と綿密にスケジュールを調整してから申請してください。

Q5. 工事スケジュールが年度を跨いでしまいましたが、補助の対象になりますか。

A5. 補助の対象にはなりません。

Q6. 補助金交付申請の受付開始前（4月以降）に着工したものは補助の対象になりますか。

A6. 補助の対象にはなりません。

Q7. 工事積算書の写しは何を提出したらいいのですか。

A7. 工事に係る見積書を提出してください。太陽光発電設備一式〇〇円など、品目・規格・数量・単価が明記されていないものは認められません。

Q8. 申請書に添付する図面等の書類は、写真で撮影したものでも可能ですか。

A8. 印刷した際に、画像が不鮮明で審査に支障をきたすことがあるため、原本をコピーしたものを提出してください。

Q9. 工事完了日はいつのことを指しますか。

A9. 工事に係る代金の支払日（引渡日）となります。分割払いの場合は、最終代金の支払日（引渡日）が完了日となります。

Q10. 領収書等の提出は、太陽光発電設備（蓄電池も含む。）分の提出で大丈夫ですか。

A10. 工事請負契約に係る工事代金分の領収書等を提出してください。

Q11. 補助金の申請に係る手続きを、施工業者の従業員個人に委任することは可能ですか。

A11. 補助金の申請に係る手続きの委任は、施工業者に対して行われるものであるため、代表取締役など代表権を保持する者や代表取締役から代理権を付与された代理人に対して委任してください。実務上、書類の提出等を施工業者の従業員が行うことは問題ありません。

また、委任を受けた施工業者は補助金交付要綱や本手引き等を十分に理解したうえで、法人として責任を持って手続き等を行ってください。

Q12. 工事の完了検査はいつ行われますか。

A12. 工事完了届の提出を受けた後に、申請者に連絡のうえ現地調査等を行います。工事完了日が冬期間の場合、申請者が除雪等を行い、施工状況を確認できる状態にしてください。

Q13. 太陽光発電設備等を搭載した新築分譲住宅を購入する場合は補助の対象となりますか。

A13. 補助の対象となりません。

Q14. 過去に太陽光パネルを設置した際に岩見沢市の補助金を受けたことがありますが、新たに蓄電池のみを設置する場合は補助の対象となりますか。

A14. 補助の対象となります。

Q15. 住宅や太陽光発電設備の購入で、国の補助金等を受けようとしていますが、岩見沢市の補助金も受けることはできますか。

A15. 岩見沢市の交付する補助金には国費は含まれないため、併用することは可能です。ただし、既存住宅へ太陽光発電設備等を導入する場合には道費が含まれますので、ご注意ください。